一般廃棄物（ごみ）収集運搬業

# 許可申請の手引書

## 【更新】

この手引書は、一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している者の更新許可申請についての手続きをまとめたものです。
必ず、最新版（令和６年１２月発行）の手引書を使用してください。
なお、この手引書の構成は、次のとおりとなっています。

**本　編**　　**許可申請の手続き**
…　一般廃棄物処理業許可申請（更新）の手続きについて、説明しています。

**資料編**　　**様式及び記載例**
…　許可申請の際に必要となる、様式の記載例を掲載しています。

**発行：令和６年１２月**
**さいたま市 環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課**
**〒３３０－９５８８**
**さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号**
**電　話　０４８－８２９－１３３５（直通）**
**ＦＡＸ　０４８－８２９－１９９１**
E-mail　haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

※　この手引書では、法令等の名称を次のように表記しています。

＊　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）　→　「法」
＊　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）　→　「政令」
＊　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
→　「環境省令」
＊　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
→　「資源有効利用促進法」
＊　特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）　→　「家電リサイクル法」
＊　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
→　「食品リサイクル法」
＊　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 13 年条例第 195 号）
→　「条例」
＊　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成 13 年規則第 142 号）
→　「規則」
＊　さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱（平成 17 年環境経済局長決裁）
→　「要綱」

# ― 目　次 ―

**本　編　　許可申請の手続き**

Ⅰ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請について
１　申請の受付等……１
２　審査手数料……１
３　申請場所等……１
４　審査方法等……２
５　審査結果の通知等……２
６　許可期間等……３

Ⅱ　一般廃棄物収集運搬業の許可基準について
１　許可基準……４
２　一般廃棄物収集運搬車両の基準……６
３　経理的基礎を有することの判断基準……８
４　欠格要件……９

Ⅲ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る提出書類について
１　提出書類一覧……１１
２　申請の際の注意事項等……１５
３　申請書類の解説……１６

**資料編　　様式の記載例……資料編１～２４**

# 本　　編

# 許 可 申 請 の 手 続 き

# Ⅰ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請について

## １　申請の受付等

⑴　申請区分

| 許可申請区分 | 根拠 | 内容 |
|---|---|---|
| 更新許可申請 | 法第７条第２項 | 一般廃棄物収集運搬業 |

⑵　申請の受付

廃棄物対策課の窓口にて申請の受付を行います。**（郵送不可）**

「一般廃棄物収集運搬業許可の更新申請の受付について（通知）」にて指定された受付日時に来庁してください**（時間厳守）**。

※　原則として指定受付日時の変更はできません。

※ 提出書類の内容確認に約１時間程度かかります。当課職員にて内容確認中は一旦窓口から離席いただきます。確認作業終了後に携帯電話に電話いたしますので、窓口にお戻りください。

## ２　審査手数料

⑴　審査手数料額

| 許可申請区分 | 更新許可 | 家電荷卸限定許可 |
|---|---|---|
| 手数料 | 15,000 円 | 4,000 円 |

⑵　納付方法

申請書受理時に発行する納入通知書により納付していただきます。

⑶　納付場所

埼玉りそな銀行派出所（さいたま市役所本庁舎１階）

**※　審査手数料は、申請に対する審査に係る手数料ですので、不許可となった場合でも返還できません。また、申請を取り下げた場合も返還できません。**

## ３　申請場所等

⑴　廃棄物対策課窓口（さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　市役所本庁舎７階）

⑵　審査担当

廃棄物対策課　事業系ごみ係　　048-829-1335

## ４　審査方法等

⑴　審査内容

申請の内容が、本市の許可要件に適合しているか申請窓口で形式的審査を行うほか、申請受理後に実質的審査を行います。

※　<u>不足書類がある場合には、申請書類を受理できませんのでご注意ください。</u>

※　申請時には、事業の実施状況について確認しますので、必ず業務内容に精通した方が来庁してください。

⑵　現況調査

市内事務所、車両及び車両保管場所、ごみの積替え保管場所は、事前通告なしに現況調査を実施する場合があります。

⑶　標準処理期間

申請を受理してから、当該申請に対して許可又は不許可の処分をするまでに通常要する標準的な期間は、概ね次のとおりです。

| | 区　分 | 標準処理期間 |
|---|---|---|
| ア | 一般廃棄物の積替え保管を含まない許可の申請 | 申請書を受理してから概ね３０日（行政機関の休日を除く。） |
| イ | 一般廃棄物の積替え保管を行なおうとする許可の申請 | 申請書を受理してから概ね４５日（行政機関の休日を除く。） |

## ５　審査結果の通知等

⑴　審査結果の通知

廃棄物対策課から電話でお知らせします。

⑵　許可証の交付

次の書類を廃棄物対策課の窓口で交付します。

ア　許可処分の場合

許可決定通知書（指令書）、許可証、一般廃棄物搬入車両証

※　一般廃棄物搬入車両証は、市の指定する施設への搬入を認めた車両であることを証するものとして、車両１台ごとに発行するものです。

イ　不許可処分の場合

不許可決定通知書（指令書）

## ６　許可期間等

⑴　有効期間

一般廃棄物処理業許可の有効期間は２年間で、その後は、許可の更新を受けなければ、期間の経過により許可が失効しますので、注意してください。

⑵　更新許可申請における従前の許可の有効期間

更新許可申請を行った場合で、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可又は不許可の処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、引続き有効となります。

なお、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算することになります。

# Ⅱ　一般廃棄物収集運搬業の許可基準について

## 1　許可基準

更新許可の申請に対して、次に掲げる基準に適合しているか審査を行います。

| | 許可の要件 | 根拠規定 |
|---|---|---|
| 1 | ○　市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 | 法<br>第７条第５項第１号 |
| 2 | ○　その申請の内容が市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 | 法<br>第７条第５項第２号 |
| 3 | ○　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 | 法<br>第７条第５項第３号 |
| | ⑴　施設に係る基準 | |
| | ア　一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 | 環境省令<br>第２条の２第１号イ |
| | ◎　政令第３条で定める一般廃棄物処理基準を満たすために必要な人員、車両、設備、器材及びその他の施設を有する（所有権又は使用権原を有する）者で、事業を的確に遂行することができる者であること。 | 要綱第５条第３号 |
| | ◎　収集運搬車両が、本市の一般廃棄物収集運搬車両の基準※1を満たしているものであること。 | 要綱第５条第４号 |
| | ◎　収集運搬車両の保管場所が、次のいずれにも該当するものであること。<br>・　汚水の流出、悪臭の発生等のおそれのないもの。<br>・　保有する収集運搬車両の台数に適した広さを有すること。<br>・　生活環境の保全上支障を生ずる施設ではないこと。 | 要綱第５条第５号 |
| | イ　積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 | 環境省令<br>第２条の２第１号ロ |
| | ◎　積替え保管を行う場合にあっては、政令第３条第１号ホからトまでに掲げる基準に適合していることのほか、次に掲げる基準を満たしているものであること。<br>・　積替え保管を行う一般廃棄物の種類は、市長が認めた資源物又は特定家庭用機器一般廃棄物であること。<br>・　積替え保管を行う一般廃棄物の保管面積は、事業場ごとに市長が別に定める面積以下であること。<br>・　積替え保管の許可を受けている者が更新許可の申請を行う場合にあっては、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績が認められること。 | 要綱第５条第６号 |
| | ⑵　申請者の能力に係る基準 | |
| | ア　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 | 環境省令<br>第２条の２第２号イ |
| | ◎　申請者又は、申請者の使用人が、本市が指定する一般廃棄物処理に係る講習会をすべて修了していること。 | 要綱第５条第７号 |

| | | |
|---|---|---|
| | イ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 | 環境省令<br>第２条の２第２号ロ |
| | ◎　申請者が、所得税、本市が課税した市民税（法人にあっては、法人市民税）及び固定資産税並びに条例第２９条で定める一般廃棄物処理手数料を滞納していない者であること。 | 要綱第５条第８号 |
| | ◎　申請者が法人の場合にあっては、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。※2<br>・　直前の事業年度において、債務超過でないこと。<br>・　直前の事業年度において、経常利益がマイナスでないこと。<br>・　直前３年間（**更新許可及び変更許可の申請の場合は、直前２年間**）の事業年度において、経常利益の平均がマイナスでないこと。 | 要綱第５条第９号 |
| 4 | ○　申請者が、法第７条第５項第４号の規定に掲げる欠格要件※3に該当しないこと。 | 法<br>第７条第５項第４号 |
| 5 | ○　申請者が、市内に住所及び事業場※4（法人にあっては、事業場※4）を有する者であること。 | 要綱第５条第１号 |
| 6 | ○　申請者が、自ら業務を実施する者であること。 | 要綱第５条第２号 |
| 7 | ○　更新許可の申請をしようとする者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績が認められること。（道路公園清掃ごみ運搬業務のみを行う業者の場合はこの限りではない） | 要綱第５条第11号 |

※１　一般廃棄物収集運搬車両の基準の内容については、６～７ページで詳細を確認してください。
※２　経理的基礎を有することの判断基準については、８ページで詳細を確認してください。
※３　欠格要件の内容については、９～１０ページで詳細を確認してください。
※４　事業場とは、主たる事務所又は営業を行う事務所で、業務を継続して行うことができる器材及び設備等を備えているものをいいます。

## ２　一般廃棄物収集運搬車両の基準

本市では、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けて当該業務に使用する収集運搬車両の基準（以下「車両基準」という。）を次のとおりとしています。

なお、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可基準及び許可条件では、収集運搬車両はこの車両基準に適合していなければなりません。

| 車両基準 | |
|---|---|
| 1 | ○　収集運搬車両が、政令第３条第１号ハに掲げる基準（一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。）に適合していること。 |
| 2 | **○　自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第５８条第１項の自動車検査証をいう。以下、同じ。）に記載されている所有者又は使用者の氏名又は名称が申請者であること。** |
| 3 | **○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、本市の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける場合については、この限りではない。** |
| 4 | **○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、じんかい車を使用すること。ただし、道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける場合については、この限りではない。** |
| 5<br>-① | **平成２２年度改正前要綱適合車（平成２２年９月３０日以前に登録した車両）**<br>○　収集運搬車両のデザイン等については、次によること。<br>⑴　収集運搬業者ごとに、収集運搬車両の色及びデザインを統一すること。<br>⑶　ごみの収集運搬車両については、本市の一般廃棄物収集運搬車両及び市の委託業務で使用する収集運搬車両と明確に識別できる色及びデザインとすること。 |
| 6<br>-① | **平成２２年度改正前要綱適合車（平成２２年９月３０日以前に登録した車両）**<br>○　クリーンセンター大崎、西部環境センター、東部環境センター、桜環境センター、（仮称）サーマルエネルギーセンター、及びエコペーパーリサイクルセンターに搬入する収集運搬車両については、次に掲げる表示（容易に取外しができる方法（マグネット等）での表示ではないこと。）を行ったものでなければならない。<br>⑴　前ドア部分（両側）の表示内容<br>**さいたま市廃許可**<br>**第 ○ ○ ○ 号**<br>**収集運搬業者名**<br>⑵　後部側面（両側とする。脱着式コンテナ車の場合は、コンテナ部分に表示するものとする。）の表示内容<br>**さいたま市一般廃棄物処理業許可車**<br>⑶　書体等<br>ア　書体は丸ゴシックとする。<br>イ　文字の色は黒又は白とする。<br>ウ　１文字の大きさは、**前ドア部分**が　７cm×７cm　以上、**後部側面**については　１５cm×１５cm　以上とする。 |

<table>
<tr><td>5<br>-②</td><td>

**平成２２年度改正後要綱適合車（平成２２年１０月１日以降に登録した車両）**

○　西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎、桜環境センター、（仮称）サーマルエネルギーセンター、及びその他市長が必要と認める施設に一般廃棄物を搬入する収集運搬車両は、別に定める一般廃棄物収集運搬車両の車両表示基準（以下「車両表示基準」という。６－②）を満たしているものであること。

○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる**車両の外部塗装**は**ピンク色**（日本塗料工業会標準色見本帳色票番号０２－８０Ｈ）とすること。

○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。

</td></tr>
<tr><td>6<br>-②</td><td>

**平成２２年度改正後要綱適合車（平成２２年１０月１日以降に登録した車両）**

１　クリーンセンター大崎、西部環境センター、東部環境センター、桜環境センター、（仮称）サーマルエネルギーセンター、及びその他必要と認める施設に搬入する収集運搬車両については、次に掲げる表示（容易に取外しができる方法での表示ではないこと。）を行ったものでなければならない。

⑴　前ドア部分（両側）の表示内容

さいたま市廃許可<br>第〇〇〇号

⑵　後部背面の表示内容

さいたま市廃許可<br>第〇〇〇号<br>収集運搬業者名

⑶　後部側面（両側とする。）の表示内容

ア　市清掃センター搬入可燃物収集運搬車両（本市専用車両）の場合

さいたま市一般廃棄物専用車<br>収集運搬業者名

イ　上記以外の市施設搬入車両の場合

さいたま市一般廃棄物処理業許可車<br>収　集　運　搬　業　者　名

⑷　書体等

ア　書体は丸ゴシックとする。

イ　文字の色は**濃青色**（日本塗料工業会標準色見本帳色票番号７５－４０Ｌ）とする。

ウ　１文字の大きさは、**前ドア**及び**後部背面**が　７㎝×７㎝　程度とし、**後部側面**については　１５㎝　×１５㎝　程度とする。ただし、**後部側面**の収集運搬許可業者名は　１２㎝×１２㎝　程度とする。

エ　市清掃センター搬入可燃物収集運搬車両（本市専用車両）の場合は、**後部側面の最下部（両側）**に幅　１５㎝　程度の**ライン（白色）**を入れること。

</td></tr>
</table>

## ３　経理的基礎を有することの判断基準

経理的基礎を有することが貸借対照表及び損益計算書のみでは判断できない場合（５ページの条件を満たしていない場合）は、次のとおり追加書類を提出してください。

<table>
<tr><th>貸借対照表</th><th colspan="2">損益計算書</th><th rowspan="2">追加して添付する書類</th></tr>
<tr><th>直前期の<br>自己資本</th><th>直前期の<br>経常利益</th><th>直前２年間の<br>経常利益の<br>平均値</th></tr>
<tr><td>＋</td><td>＋</td><td>＋</td><td rowspan="4">なし</td></tr>
<tr><td>＋</td><td>－</td><td>＋</td></tr>
<tr><td>＋</td><td>＋</td><td>－</td></tr>
<tr><td>＋</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>－</td><td>＋</td><td>＋</td><td rowspan="3">○今後５年間の収支計画</td></tr>
<tr><td>－</td><td>＋</td><td>－</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>＋</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○今後５年間の収支計画<br>○中小企業診断士又は公認会計士の財務診断書</td></tr>
</table>

㊟　財務診断書を審査の結果、事業を継続して行えないと判断される場合には不許可となることがあります。

㊟　追加添付書類が提出されない場合は、経理的基礎を有すると判断できません。

㊟　申請者が個人の場合は、今後５年間の収支計画の添付は必要ありません。

㊟　決算期を迎えていない新規設立法人の場合は、今後５年間の収支計画、金融機関の残高証明書及び融資証明書を提出してください。

㊟　中小企業診断士等の財務診断書には下記の記載事項が必要です。

- 診断する会社の概要
- 直近３年分の財務諸表に基づく財務診断
  - ※　直近３年分の財務諸表をベースに安全性、成長性、収益性の観点から各種財務指標の診断を行い、その診断結果及びこれについて受けた指導内容等を記載する。
- 債務超過に至った原因
  - ※　債務超過に至った原因を具体的に記載する。
- 今後５ヶ年の収支計画についての分析
- 債務超過の改善策
  - ※　今後５ヶ年の収支計画の数値の変化の内容を具体的に記載する。
    「リサイクルの機運が高まり売上が上昇する」などの期待的観測は不可。
- 関連資料（各種財務診断資料等）

## 4　欠格要件

法第７条第５項第４号に掲げる欠格事項については、次のとおりです。

| 条項 | 欠格事項の内容 |
|---|---|
| イ | ○　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として環境省令で定めるもの |
| ロ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | ○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ニ | ○　以下の法令等により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者<br>・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分に対する違反<br>・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に対する違反<br>・　刑法第 204 条（傷害罪）、第 206 条（現場助勢罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の２（凶器準備集合及び結集罪）、第 222 条（脅迫罪）若しくは 247 条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪 |
| ホ | ○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から　５年を経過しない者<br>（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員※1であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | ○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは　運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ○　同号ホに規定する期間内に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、同号ホの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員※1若しくは政令で定める使用人※2であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人※2であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| チ | ○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| リ | ○　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの |
| ヌ | ○　法人でその役員※1又は政令で定める使用人※2のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの |
| ル | ○　個人で政令で定める使用人※2のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの |

法では、一般廃棄物収集運搬業の許可に際して、欠格事項に該当しないことをその要件としているほか、許可を取得した者が欠格事項に該当した場合には、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。

対象者には、申請者のほか、法定代理人、役員※1及び政令で定める使用人※2も含まれます。

**※１　役員について**

役員とは、次に掲げるものをいう。（法第７条第５項第４号ホ）

① 業務を執行する社員
持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の業務を執行する社員をいう。

② 取締役

③ 執行役

④ 業務を執行する社員、取締役、執行役に準ずる者
株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。

⑤ 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者
相談役、顧問といった名称を有する者及び一定比率（発行済株式総数の１００分の５）以上の株式を保有する株主又は一定比率（出資の額の１００分の５）以上の出資をしている者等が該当する。

【注意】

・ 外国籍の役員については、市町村長の発行する身分証明書の提出は不要です。
・ 一定比率（１００分の５以上）の株式を保有する者または、出資している者に法人が該当する場合、提出書類２『欠格要件に該当しない者である旨の申出書』に当該法人について記載する必要はありません。また、その場合は当該法人すべての『登記事項証明書（履歴事項全部証明書)』を提出してください。

**※２　政令で定める使用人について**

政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいう。（政令第４条の７）

① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

## Ⅲ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る提出書類について

### １　提出書類一覧

『頁』　：表の左欄の頁数は、本手引書の「資料編　様式の記載例」の頁数です。
『区分』　：提出区分 ○印⇒提出が必須です。△印⇒該当する場合のみ提出が必須です。

| 頁 | 提出書類 | 備考 | 区分 | ﾁｪｯｸ欄 |
|---|---|---|---|---|
| 申請者について確認する書類 | | | | |
| 1 | 一般廃棄物処理業許可申請書 | 【規則様式第 14 号】 | ○ | |
| ― | ●　住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） | 申請者が個人の場合に限る。 | △ | |
| | ●　定款又は寄附行為<br>●　法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）<br>●　直前事業年度の確定申告書の別表２の写し（同族会社の判定に関する明細書） | 申請者が法人の場合に限る。<br>確定申告書の別表２で株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できるものを提出すること。 | △ | |
| 申請者等が欠格要件に該当していないことを確認する書類 | | | | |
| 2 | 欠格要件に該当しない者である旨の申出書　※１ | 【要綱様式第１号】 | ○ | |
| ― | ●　市区町村長の発行する身分証明書　※２<br>●　成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）<br>（役員等に成年被後見人等を選任している場合はその業務を適確に行うことができる旨の記載のある医師の診断書等）　※３<br>●　住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） | 申請者、役員、政令使用人、法定代理人、株主(5%以上)又は出資者(5%以上)（以下「役員等」という。）についてすべて提出すること。<br>１０ページで対象者を確認する　こと（外国籍の方は提出書類が異なります）。 | ○ | |
| | ●　株主又は出資している法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 株主又は出資者が法人である場合に限る。<br>１０ページで対象者を確認する　こと。 | △ | |
| 申請者の経理的基礎及び納税状況を確認する書類 | | | | |
| ― | ●　貸借対照表の写し（２年分）<br>●　損益計算書の写し（２年分）<br>●　さいたま市の市民税（法人の場合は法人市民税）の納税証明書（２年分）<br>●　さいたま市の固定資産税（都市計画税）の納税証明書（２年分）<br>●　法人税（個人の場合は所得税）納税証明書（その１のみ）（２年分） | 申請者が**個人**で、貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は、確定申告書の写しを提出すること。<br>固定資産税が課税されていない場合は、無資産証明書（土地・家屋）（２年分）を提出すること。<br>各書類とも前回申請時に提出したものより**連続した２年分**を提出すること。 | ○ | |
| 当該申請事業の概要等を確認する書類 | | | | |
| 3 | 事業計画書 | 【要綱様式第３号】 | ○ | |
| 4 | 従業員名簿 | 【要綱様式第４号】 | ○ | |
| 当該申請事業で使用する施設（収集運搬車両を含む。）の状況を確認する書類 | | | | |
| 5・6 | 事業の用に供する施設一覧 | 【要綱様式第５号】 | ○ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ◎　市内事業場（事務所、営業所） | | | |
| 7 | 市内事業場の案内図、配置図及び写真 | 《所定様式》<br>写真は４種類提出すること。（申請日から遡って３ヶ月以内に撮影したもの） | ○ | |
| ― | ●　不動産登記法第１１９条第１項に規定する登記事項証明書（土地及び建物の全部事項証明書をいう。以下「不動産登記事項証明書」という。） | 所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写しをかわりに提出すること。 | ○ | |
| | ●　洗車設備の使用承諾書 | 申請者が洗車設備を有していない場合に限る。３ヶ月以内のものを新たに提出すること。 | △ | |
| | ◎　収集運搬車両の保管場所 | | | |
| 8 | 車両保管場所の案内図、配置図及び写真 | 《所定様式》 | ○ | |
| ― | ●　洗車設備の写真（洗浄装置及び汚水処理設備） | 申請者が洗車設備を有している場合に限る。（申請日から遡って３ヶ月以内に撮影したもの） | △ | |
| | ●　不動産登記事項証明書 | 所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写しをかわりに提出すること。 | ○ | |
| | ◎　収集運搬車両 | | | |
| 9 | 一般廃棄物収集運搬車両一覧 | 【要綱様式第６号】<br>市が作成した車両台帳を添付すること。 | ○ | |
| 11 | 一般廃棄物収集運搬車両の写真<br>※４ | 《所定様式》<br>（申請日から遡って３ヶ月以内に撮影したもの） | ○ | |
| ― | ●　車検証の写し | 申請日現在で有効なものであること。 | ○ | |
| | ●　粒子状物質減少装置装着証明書の写し<br>※５ | 規制対象車両で、これまで未提出の車両に限る。 | △ | |
| 12 | 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書　※６ | 【要綱様式第７号】<br>可燃物・紙ごみ・木くずを運搬する車両（じんかい車以外）に限る。 | △ | |
| 13 | 誓約書 | 【要綱様式第 18・19 号】<br>一時多量ごみ収集運搬車両（じんかい車以外）で、他市重複車両の場合に限る。 | △ | |
| 14 | 一般廃棄物収集運搬車両運行計画書 | | | |
| | ◎　積替え保管施設 | | | |
| 15 | 一般廃棄物積替え保管場所の土地一覧 | 【要綱様式第８号】<br>積替え保管許可を有している場合に限る。 | △ | |
| 16 | 一般廃棄物積替え保管場所の案内図、配置図及び写真 | 《所定様式》<br>積替え保管許可を有している場合に限る。ただし、配置図については市が作成したものを添付すること。 | △ | |
| 17 | 一般廃棄物積替え保管施設の概要 | 【要綱様式第９号】<br>積替え保管許可を有している場合に限る。 | △ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ― | ●　積替え保管場所の建築物の構造図<br>●　積替え保管場所の土地の公図<br>●　事業地及び事業地内建物に係る不動産登記事項証明書 | 積換え保管許可を有している場合に限る。<br>所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写しも併せて提出すること。 | △ | |
| 当該申請事業に係る運搬先等を確認する書類 | | | | |
| 18 | 一般廃棄物の運搬先一覧 | 【要綱様式第 11 号】<br>取り扱う一般廃棄物の種類がごみの場合に限る。 | △ | |
| 業務の実績を証明する書類　※７ | | | | |
| ― | ●　家電リサイクル券の写し<br>（市内指定取引場所の印が押されているもの） | 特定家庭用機器一般廃棄物の許可を受けている場合に限る。<br>直近の取扱い分５枚（５枚に満たない場合は全て）。ただし、市内の一般家庭から排出されたものに限る。 | △ | |
| ― | ●　ペットボトルの運搬先の搬入伝票の写し<br>（２年以内の直近のものを１枚） | 一般廃棄物として取り扱う場合に限る。単価もしくは「有償で買い受ける」旨の記載が必要。<br>実績が無い場合は、新たに受入承諾書等の写しを提出。（３ヶ月以内のもの）ただし、ペットボトルの積替保管の許可を持っている許可業者は必ず搬入伝票を提出すること。 | △ | |
| 廃棄物処理業の許可状況等を確認する書類 | | | | |
| 19 | 他市町村等一般廃棄物処理業許可一覧 | 【要綱様式第 12 号】 | ○ | |
| ― | ●　他市町村等の一般廃棄物処理業許可証の写し | 他市町村等から一般廃棄物処理業の許可を受けている場合に限る。 | △ | |
| 20 | 他市町村等一般廃棄物収集運搬業許可車両一覧 | 【要綱様式第 13 号】 | ○ | |
| 21 | 産業廃棄物処理業許可一覧 | 【要綱様式第 14 号】 | ○ | |
| ― | ●　産業廃棄物処理業許可証の写し | 産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。）の許可を受けている場合に限る。 | △ | |
| 22 | 産業廃棄物収集運搬業許可車両一覧 | 【要綱様式第 15 号】 | ○ | |
| 23 | 他市町村等一般廃棄物処理業務受託状況一覧 | 【要綱様式第 16 号】 | ○ | |
| 24 | 他市町村等受託業務使用車両一覧 | 【要綱様式第 17 号】 | ○ | |
| ― | ●　他市町村一般廃棄物許可、産業廃棄物許可及び市町村等の受託業務に関し、各行政機関へ提出している車両一覧表の写し（直近のもの）<br>※８ | 本市専用車の重複がないかを確認するためのものです。場合によっては受理後に追加書類の提出を求めることがあります。また、この書類は「事業ごみ」の許可を有する場合に限ります。 | △ | |

| その他 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ― | ● 本市の許可業者講習会受講済確認書(2年分)<br>※9 | 直近2年分<br>**原本提出** | ○ | |
| ― | ● 一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物実務管理者講習」の修了証<br>※9 | 申請日から遡って５年度以内の修了証の原本とコピーを提出(原本は確認後、返却します) | ○ | |
| ― | ● 本市の一般廃棄物処理業許可証の写し | 表・裏の両面を提出すること | ○ | |

㊟ 審査にあたり必要がある場合は、上記以外の書類の提出を求める場合があります。職員の指示に従ってください。

㊟ ※印のあるものは、１５ページ以降で解説しています。

㊟ **『住民票の写し』とは、公的機関で取得する住民票（紙）の原本のことで、コピーは不可です。**

## ２　申請の際の注意事項等

⑴　作成時等の注意事項

＊　提出が必要となる様式は、該当がない場合でも「該当なし」と記載し、必ず提出すること。

＊　用紙が２枚以上にわたる場合は、コピーして使用すること。

＊　公的機関等が発行する証明書は、申請日以前３ヶ月以内に発行された原本を添付するものとし、証明書がＡ４サイズより小さい場合は、Ａ４用紙に貼付して提出すること。

＊　添付写真は、概ねたて８㎝×よこ１２㎝以上のサイズで、申請日以前３ヶ月以内に撮影されたもので、画像が鮮明なものとし、Ａ４用紙に貼付して提出すること。

＊　ボールペン等で記入すること。（消すことができるもの、鉛筆書きは不可。）

㊟　申請内容によっては、書類の追加提出を指示することがあります。

⑵　提出時の注意事項

＊　記入漏れ、添付書類の不足などがないよう再度確認すること。
　　不足書類がある場合には、申請書類を受理できませんのでご注意ください。

＊　申請書及び添付書類は、１１～１３ページの提出書類一覧の順に揃えること。

＊　申請書及び添付書類には、穴あけ、紐綴じ及びホチキス留めはしないこと。

＊　事業の実施状況について確認等をすることがあるので、申請内容に精通した者が持参すること。

＊　審査手数料を持参すること。（審査手数料は、申請書受理後に納付していただきます。）

⑶　提出部数等について

＊　提出部数は正副各１部です。

＊　副本は一式コピーで可とし、受付後申請者に返却します。

## ３　申請書類の解説

⑴　申請者等が欠格要件に該当していないことを確認する書類について

**※１　欠格要件について**

法第７条第５項第４号の規定に掲げる欠格事項の内容については、９～１０ページで詳細を確認してください。

【注意】

・　一定比率（１００分の５以上）の株式を保有する者又は出資している者の中に法人がある場合、提出書類２『欠格要件に該当しない者である旨の申出書』に当該法人について記載する必要はありません。ただし、その場合は当該法人すべての『登記事項証明書（履歴事項全部証明書)』を提出してください。

**※２　市区町村長の発行する身分証明書について**

身分証明書は、欠格要件となる破産者ではないこと、平成１２年３月３１日以前に禁治産者及び準禁治産者の宣告を受けていないこと、又は宣告を受けたが現在は復権しており該当していないことを証明する書類で、本籍地の市区町村が発行します。

提出していただく身分証明書は、申請日から遡って３ヶ月以内に発行されたもので、コピー不可です。

【注意】

・　外国籍の役員については、市町村長の発行する身分証明書の提出は不要です。

**※３　成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書について**

登記事項証明書（登記されていないことの証明書）は、欠格要件となる成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類で、東京法務局が発行します。

提出していただく登記事項証明書は、申請日から遡って３か月以内に発行されたもので、コピー不可です。

・　申請書用紙の入手
　…　法務省のホームページ、最寄りの法務局・地方法務局等で入手可能
・　証明書の交付請求及び交付窓口
　…　東京法務局後見登録課及び最寄りの法務局・地方法務局本局戸籍課
・　郵送による証明書の交付請求先
　…　東京法務局後見登録課

問い合わせ先：東京法務局民事行政部後見登録課
〒102-8226
東京都千代田区九段南１丁目１番１５号　九段第２合同庁舎　４階
電話：03-5213-1360（ダイヤルイン）

（令和元年１２月の改正法施行に伴い、成年被後見人等に該当する場合でも、その業務を適切に行うことができるのであれば、欠格ではないと判断します。役員等に成年被後見人等を選任している場合はその業務を適切に行うことができる旨が判断できる書類（医師の診断書等）をかわりに添付することになります。事前に廃棄物対策課へご相談ください。）

⑵　収集運搬車両に係る書類について

㊟　車両の使用状況によっては、記載以外の書類の追加提出を指示することがあります。

**※４　一般廃棄物収集運搬車両の写真について**

所定の表示が必要な収集運搬車両の場合は、必ず表示済みの写真を提出してください。（所定の表示方法等については、６～７ページの車両基準の項で詳細を確認してください。また、定められた車両表示やナンバーが鮮明に確認できるカラー写真とします。）

**※５　粒子状物質減少装置装着証明書について**

**①　運行規制制度の概要**

平成１５年１０月１日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例に基づくディーゼル車の運行規制が実施されています。

- 粒子状物質（ＰＭ）排出基準を満たさないディーゼル車は、１都３県の地域で運行禁止
- ただし、規制対象車両も初度登録から７年間は適用を猶予
- 平成１８年４月１日から、埼玉県及び東京都では規制基準を強化

**②　運行規制対象車両**

九都県市あおぞらネットワークのホームページ（http://www.9taiki.jp/）又は九都県市首脳会議で発行しているパンフレット等で確認してください。

**③　運行規制対象車両に係る提出書類**

粒子状物質（ＰＭ）減少装置を装着しなければ、排出基準に適合させることができない車両については、粒子状物質（ＰＭ）減少装置装着証明書の写しを提出してください。

**※６　一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書について**

法令上、収集運搬車両については、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車両を使用する必要があります。また、本市の基準として、可燃物を運搬する車両については、架装構造が機械式又は自動ダンプ式で、かつロータリー式又はパック式の圧縮方式を用いたものでなければ、原則として認められませんが、可燃物運搬用に使用する車両でやむを得ずこれら以外の車両を使用する場合は、次のとおり必要な書類及び写真を提出してください。

**①　対象車両**

- 可燃物・紙ごみ・木くずの運搬に使用する収集運搬車両（じんかい車を除く）

**②　提出書類及び添付写真**

- 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書【要綱様式第７号】
- 積載状況が確認できる状態の車両の写真
- 密封型容器等を運搬容器として用いる場合は、使用するすべての容器の写真
- 脱着式コンテナ車を使用する場合は、使用するすべてのコンテナの写真

⑶　業務の実績を証明する書類について

**※７　業務の実績を証明する書類の提出について**

本市では、更新許可申請時において、許可した一般廃棄物の種類ごとに、本市内での収集運搬実績が認められることを許可基準の一つとして定めています。このため、実績確認を行う必要がありますので、次のとおり必要書類を提出してください。

**①　提出書類**

事業ごみ、道路公園等清掃ごみ、一時多量ごみ及びし尿・浄化槽汚泥に関しては、さいたま市で実績調査を行います。特定家庭用機器廃棄物については、実績を確認するための書類として、市内の一般家庭から排出された家電リサイクル券の写しを提出してください。また、ペットボトルについては、直近の搬入伝票の写し（実績が無い場合は新たな受入れ承諾書等の写し）を提出してください。

＊『ごみ』の実績調査は、毎月提出されている実績報告(規則第２４条第１項)で確認します。

⑷　廃棄物処理業の許可状況等を確認する書類について

**※８　他市町村一般廃棄物収集運搬許可、産業廃棄物収集運搬許可及び市町村等の収集運搬受託業務に関し、各行政機関へ提出している車両一覧表の写しについて**

本市専用車両の重複使用がないかを確認するためのものです。

他市町村一般廃棄物収集運搬及び産業廃棄物収集運搬の許可、また他市町村からの収集運搬業務を受託している場合、許可（新規・更新）申請、若しくは車両変更届出申請の際に各行政機関に提出した、直近の車両一覧表の写しを全て提出してください。（どこの市町村等のものか解るようにしてください。）

なお、場合によっては、受理後に車両変更届書の写し等の追加書類の提出を求めることもあります。

⑸　一般廃棄物処理に係る指定講習会の受講

**※９　その他**

本市では、申請者又は申請者の使用人が、本市が指定する一般廃棄物処理に係る講習会をすべて受講していることを許可条件の一つとしていますので、この指定講習会の修了証の原本及び写しを提出してください。（原本は確認の上、返却します）

**①　受講対象者**

**※行政書士等の外部の者が代わりに受講することはできません。**

・法人の許可業者

当該法人の**役員**（監査役を除く。）、当該法人が雇用する従業員で本市の許可業務に従事する者（**許可申請時に提出した従業員名簿に記載された者**）

・個人の許可業者

当該個人、当該個人が雇用する従業員で本市の許可業務に従事する者

（**許可申請時に提出した従業員名簿に記載された者**）

**②　定講習会**

・　一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」

（**※修了証の有効期限は５年度としますので、毎年受講する必要はありません。**

例：令和３年５月１５日修了証⇒令和８年３月３１日まで有効。）

なお、講習会名称が年度により変更になっている場合がありますので、以前受講されたものがこれに当たるのか不明な場合は、廃棄物対策課までお問い合わせください。

・　本市主催の「一般廃棄物処理業講習会」

（**※毎年受講する必要があります⇒直近２年度分の受講済確認書が必要です**）

「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」の開催日程については、一般財団法人日本環境衛生センターホームページ（https://www.jesc.or.jp）で確認してください。

# 資　料　編

# 様 式 の 記 載 例

◎　許可申請（更新）関係様式

| 項 | 様　式　名 | 様式番号 |
|---|---|---|
| 1 | 一般廃棄物処理業許可申請書 | 【規則様式第１４号】 |
| 2 | 欠格要件に該当しない者である旨の申出書 | 【要綱様式第１号】 |
| 3 | 事業計画書 | 【要綱様式第３号】 |
| 4 | 従業員名簿 | 【要綱様式第４号】 |
| 5 | 事業の用に供する施設一覧 | 【要綱様式第５号】 |
| 7 | 市内事業場の案内図及び配置図 | 《所定様式》 |
| 8 | 車両保管場所の案内図及び配置図 | 《所定様式》 |
| 9 | 一般廃棄物収集運搬車両一覧 | 【要綱様式第６号】 |
| 11 | 一般廃棄物収集運搬車両の写真 | 《所定様式》 |
| 12 | 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書 | 【要綱様式第７号】 |
| 13 | 誓約書 | 【要綱様式第１８号】 |
| 14 | 一般廃棄物収集運搬車両運行計画書 | 【要綱様式第１９号】 |
| 15 | 一般廃棄物積替え保管場所の土地一覧 | 【要綱様式第８号】 |
| 16 | 一般廃棄物積替え保管場所の案内図及び配置図 | 《所定様式》 |
| 17 | 一般廃棄物積替え保管施設の概要 | 【要綱様式第９号】 |
| 18 | 一般廃棄物の運搬先一覧 | 【要綱様式第１１号】 |
| 19 | 他市町村等一般廃棄物処理業許可一覧 | 【要綱様式第１２号】 |
| 20 | 他市町村等一般廃棄物収集運搬業許可車両一覧 | 【要綱様式第１３号】 |
| 21 | 産業廃棄物処理業許可一覧 | 【要綱様式第１４号】 |
| 22 | 産業廃棄物収集運搬業許可車両一覧 | 【要綱様式第１５号】 |
| 23 | 他市町村等一般廃棄物処理業務受託状況一覧 | 【要綱様式第１６号】 |
| 24 | 他市町村等受託業務使用車両一覧 | 【要綱様式第１７号】 |

様式第 **記　載　例**

新規・更新

申請日は、記入しないこと。

一般廃棄物処理業許可申請書

年　　月　　日

（あて先）さいたま市長

住　所　**さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号**

氏　名　**㈱□□産業　代表取締役○○○○**

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号　**048－829－1335**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第７条第１項 ~~第７条第６項~~　の規定により一般廃棄物　収集運搬業 ~~処　分　業~~

の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

該当する項目をチェックすること。該当しなければ取り消し線を記入すること。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 収集運搬業・処分業共通 | 事業の範囲 | 業の区分 | ☑収集・運搬　□処分（~~荷下ろし~~・積替保管） | |
| | | 取り扱う一般廃棄物の種類 | **別紙事業計画書のとおり** | |
| | 事務所設置場所等 | 所在地 | **さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号** | |
| | | 名称、代表者の氏名及び電話番号 | **㈱□□産業　代表取締役○○○○**<br>**048－829－1335** | |
| 処分業のみ記入 | 処理施設 | 中間処理施設（　　） | 最終処分場 | |
| | 処理方式 | | | |
| | 処理能力 | t／日 | 容積　m³ | 面積　m² |
| | 構造 | | | |

別紙『事業の用に供する施設一覧』項目１市内事業場の１番目の事業場を記載すること。

様式第１号

# 欠格要件に該当しない者である旨の申出書

年　　月　　日

申出日は、記入しないこと。

（あて先）さいたま市長

住　所　○○市○○町○丁目○○番地
氏　名　㈱□□産業　代表取締役　○○○○
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しない旨を申し出ます。

| 番号 | 役職名 | 氏　　名 | 本　　籍　　地 |
|---|---|---|---|
| | 生　年　月　日 | | 住　　所 |
| 1 | 代表取締役 | ○○　○○ | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| | S○○.○○.○○ | | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| 2 | 取締役 | ○○　○○ | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| | S○○.○○.○○ | | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| 3 | 取締役 | ○○　○○ | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| | S○○.○○.○○ | | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| 4 | 株主 | ○○　○○ | ○○市○○[illegible]丁目○○番地 |
| | S○○.○○.○○ | | [illegible] |
| 5 | 監査役 | ○○　○○ | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| | S○○.○○.○○ | | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| 6 | ○○支店長 | ○○　○○ | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| | S○○.○○.○○ | | ○○市○○町○丁目○○番地 |
| | | | |
| | | | |

本籍地と住所の両方を必ず記載すること。

申請者、法定代理人の他、すべての役員等について記載すること（法人が株主又は出資者となっている場合には記載不要）。

様式第３号

# 事　業　計　画　書

次の廃棄物については、取り扱うか必ず明らかにする（積替え保管の欄に○印（取り扱う場合）又は―印（取り扱わない場合）を記載する）とともに、排出者数及び収集予定量を記載すること。

請者名　㈱□□産業

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　定量等

| 種　類 | | 積替え保管 除く | 積替え保管 含む | 排出事業所等数 | 収集予定量 |
|---|---|---|---|---|---|
| ご　　み | | | | | |
| ① | 事業ごみ | ○ | ― | ○○○　件 | ○○○　kg/月 |
| ② | 道路、公園等清掃ごみ | ○ | ― | ○○○　件 | ○○○　kg/月 |
| ③ | 特定家庭用機器一般廃棄物 | ○ | ― | ○○○　件 | ○○○　台/月 |
| ④ | 一時多量ごみ（一般家庭） | ○ | ― | ○○○　件 | ○○○　kg/月 |
| ⑤ | 紙ごみ | ○ | ― | ○○○　件 | ○○○　kg/月 |
| ⑥ | ペットボトル | | | | |
| ⑦ | 食品廃棄物 | | | | |
| し　　尿 | | | | | |
| 浄化槽汚泥 | | ○ | ― | ○○○　件 | ○○○　kl/月 |
| その他（　　） | | | | | |

事業系ごみ等の中で、とくに分別収集する予定のあるもの（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物を除く。）は、その種類を具体的に明らかにする（積替え保管の欄に○印（取り扱う場合）又は―印（取り扱わない場合）を記載する）とともに、排出者数及び収集予定量を記載すること。

特記事項

**特定家庭用機器一般廃棄物は、本市内の一般家庭から排出されたもののほか、○○市及び△△町内から排出されたものについて、指定引取場所への搬入を行う。**

2　取り扱う一般廃棄物の排出工程及び分別収集計画

（取り扱う一般廃棄物がどのような事業者等から排出されるのか、また、どのような分別区分で収集を行う計画であるか、類型化してフロー図を作成して明らかにすること。）

| 排出者の区分 | 分別区分 | 運搬先及び運搬先での処理方法等 |
|---|---|---|
| ①　事務所 | 茶殻等の可燃物 | ☑市処理施設で焼却処分 |
| 飲食店 | 新聞・雑誌等の古紙類 | ☑古紙問屋に引渡し（売却）再生処理 |
| 小売店 | かん・びん類 | ☑再生業者に引渡し（売却）再生処理 |
| | | ☑市指定施設に搬入し再生処理 |
| | | ☑市指定施設に搬入し再生処理 |
| | 廃棄物 | ☑食品リサイクル法登録施設で資源化 |
| | ~~トボトル~~ | ~~□再生業者に引渡し（売却）再生処理~~ |
| | し等に伴う一時多量ごみ | ☑市処理施設で処分 |
| | 特定家庭用機器一般廃棄物 | ☑さいたま市内の指定引取場所に搬入 |
| | 適正処理困難物 | ☑市指定施設に搬入し再生処理 |
| ③　工事現場等の仮設便所 | ~~し尿~~ | ~~□市処理施設で処分~~ |
| ④　浄化槽設置世帯等 | ~~浄化槽汚泥~~ | ~~□市処理施設で処分~~ |
| ⑤　道路公園等清掃ごみ | 可燃物 | ☑市処理施設で処分 |

かん・びんについては、令和７年４月以降は市の施設に搬入できないので、令和７年４月以降にかん・びんを取り扱う事業者は再生業者を探して記載すること。

①～⑤以外にあれば、⑥以降として記載すること。記載しきれない場合は、別紙（A４用紙）を作成し添付してもよい。

該当する部分にチェックを入れ、取り扱わない部分には取消し線を記入すること。

様式第４号

# 従　業　員　名　簿

申請者名　㈱□□産業

一般廃棄物の種類（　ごみ　）

| 番号 | 氏　　名 | 住　　所 | 生年月日 | 職　　種 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○○　○○ | | | 業 |
| 2 | ○○　○○ | | | 業 |
| 3 | ○○　○○ | | | 務 |
| 4 | ○○　○○ | | | 運転手 |
| 5 | ○○　○○ | | | 運転手 |
| 6 | ○○　○○ | | | 運転手 |
| 7 | ○○　○○ | | | 運転手 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

本市のごみの業務に従事する者とし尿・浄化槽汚泥の業務に従事する者は、用紙を分けて記載すること。
ただし、兼務している場合は、それぞれに記載すること。

住所、生年月日は記入不要。

役員等は除く。
ただし、役員等が現場業務等を行っている場合は、記載すること。

営業・事務・運転手の３種類の職種は必ず記載すること。

注　本市の業務に従事する者のみを記載すること。

様式第５号
の上段

様式第５号

# 事業の用に供する施設一覧

申請者名　㈱□□産業

１　市内事業場（事務所、営業所）

| 名称及び所在地 | 電話及びＦＡＸ番号 | 管理責任者氏名 |
|---|---|---|
| ①　さいたま第１営業所<br>さいたま市浦和区常盤○丁目○番○号 | 電　話：○○○-○○○○<br>ＦＡＸ：○○○-○○○○ | 所長<br>浦和　太郎 |
| ②　さいたま第２営業所<br>さいたま市大宮区仲町○丁目○番○号 | 電　話：○○○-○○○○<br>ＦＡＸ：○○○-○○○○ | 所長<br>大宮　良子 |

本市の申請業務に係る市内事務所、営業所を記載すること。
本市からの通知文書の送付及び電話連絡等は、この欄の順位１番目に記載した事務所に対して行う他、一般公開用の許可業者一覧にも、順位１番目に記載した事務所を掲載するので、正確に記載すること。

管理責任者の役職及び氏名を記載すること。管理責任者が常駐していない場合は、別に常駐する者の役職及び氏名を記載すること。

２　車両保管場所（申請業務で使用するものに限る。）

車両保管場所の土地の保有区分（所有又は賃借の区分）を記載すること。

市内事業場と同じ場所でも記載すること。
市外でも記載すること

| 所在地 | 保管台数 | 洗車設備 | 土地区分 |
|---|---|---|---|
| ①　さいたま市浦和区常盤○○○○番地外○筆 | ○○台 | 高圧洗浄装置あり<br>合併浄化槽あり | 自社所有 |
| ②　さいたま市大宮区仲町○丁目○○番地外○筆 | ○○台 | 高圧洗浄装置あり<br>油水分離槽あり | 賃借 |

※　洗車設備を有していない場合は、収集運搬車両の洗車場所等を説明した書類を添付すること。

申請者が洗車設備を有していない場合は、洗車設備を有する者が当該収集運搬車両の洗車に使用することを承諾した旨を記載した「承諾書」を提出すること。

洗車設備の内容（洗浄装置及び汚水処理設備の種類）を記載すること。

**様式第５号の下段**

市清掃センター以外の場所に搬入する廃棄物がある車両については、備考欄に運搬する廃棄物（紙ごみ・適正処理困難物・ペットボトル・特定家庭用機器一般廃棄物・食品廃棄物など）を記載すること。なお、専ら物については令和７年１月１８日から３月３１日までの間に（仮称）サーマルエネルギーセンターリサイクル施設にかん・びんを搬入する場合のみ、記載すること。

３　収集運搬車両（申請業務で使用するものに限る。）

| 車両の型式 | 使用台数 | 市施設搬入台数 | 備考 |
|---|---|---|---|
| じんかい車 | ３台 | ２台 | 食品廃棄物 |
| コンテナ車 | ２台 | １台 | ペットボトル、紙ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物 |
| キャブ車 | １台 | ０台 | 特定家庭用機器一般廃棄物 |
| ダンプ車 | １台 | １台 | ペットボトル、適正処理困難物、びん |
| バキューム（糞尿）車 | １台 | １台 | |
| その他（　　） | | | |

一般廃棄物収集運搬車両一覧（様式第６号）と整合性を図ること。
車検証に記載されている車体の形状ごとに、申請業務で使用する台数を記載すること。なお、令和７年１月１８日から３月３１日までの間に（仮称）サーマルエネルギーセンターリサイクル施設にかん・びんを持ち込む場合を除き、専ら物のみを運搬する車両については、使用台数に含めないでよい。

市施設搬入台数の欄には、申請業務に使用する車両のうち、市施設（エコペーパーリサイクルセンター）に搬入している車両台数を記載すること。

現在の許可証に記載されている内容を記載すること。
（現在許可を受けている積替え保管許可を更新しようとする場合に限る。）

４　積替え保管場所（積替え保管を申請する場合に限る。）

| 所在地 | 保管する一般廃棄物 | | | 土地区分 |
|---|---|---|---|---|
| | 種類 | 面積 | 保管方法 | |
| ①　さいたま市浦和区常盤○丁目○○番地外○筆 | 廃家電品<br>紙ごみ | 25 ㎡<br>10 ㎡ | 屋内保管<br>屋内保管 | 自社所有 |
| ②　さいたま市大宮区仲町○丁目○○番地外○筆 | 廃家電品 | 20 ㎡ | 屋外保管（コンテナ保管） | 賃借 |

積替え保管場所の土地の保有区分（所有又は賃借の区分）を記載すること。

# 市内事業場の案内図及び配置図

申請者名　　㈱□□産業

1　名称及び所在地　　さいたま第一営業所　　さいたま市○○区○○町○丁目○○番地

2　案内図

本市の許可業務に使用する市内事業場（主たる事務所、事務所、営業所）すべてについて作成すること。
事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。

・　住宅地図等を切り取って貼ってもよい。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

案内図は、駅又は主要道路（国道、県道）から当該事業場までの道順を記載すること。
また、目印となる交差点及び建物等の名称も記載すること。

3　配置図

・　事務所を含む事業場全体の配置図とすること。
・　事務所を部分的に賃借している場合は、申請者が使用できる部分を明示していること。
（建物の一部を賃借している場合は、建物内部の配置図も作図し、申請者が使用できる部分を明示していること。）
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

※　事業場の写真を次により、Ａ４用紙に貼付して提出すること。
◎　４種類の写真（①事業場の全景、②事務所（建物）の全景、③申請者の名称のある看板、④事務所内部の全景）を提出すること。
◎　３ヵ月以内に撮影したものを添付すること

# 車両保管場所の案内図及び配置図

申請者名　㈱□□産業

1　所在地　○○市○○町○丁目○○番地　外○筆

代表地番を記載するとともに、合計筆数が確認できるように、「外○筆」と記載すること。
また、車両保管場所が市内事業場と同じ場所であっても、それぞれ作成すること。

2　案内図

本市の許可業務に使用する車両保管場所すべて（市外の車両保管場所を含む。）について作成すること。
保管場所が複数ある場合は、保管場所ごとに作成すること。

・　住宅地図等を切り取って貼ってもよい。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

案内図は、駅又は主要道路（国道、県道）から当該事業場までの道順を記載すること。
また、目印となる交差点及び建物等の名称も記載すること。

3　配置図

・　車両保管場所を含む事業場全体の配置図とすること。
・　収集運搬車両の保管台数分の駐車区画を１台ごとに明示していること。
・　当該車両保管場所に洗車設備（洗浄装置及び汚水処理設備があるものをいう。）を有している場合は、洗浄装置及び汚水処理設備の位置を配置図に明示するとともに、その排水の放流先（公共下水道、河川等）を明記すること。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

申請者が洗車設備を有している場合は、その洗車設備の写真も添付すること。

※　２種類の写真（①車両保管場所の全景、②洗車設備（当該車両保管場所にある場合に限る））をＡ４用紙に貼付して提出すること。
◎　３ヵ月以内に撮影したものを添付すること

様式第６号

# 一般廃棄物収集運搬車両一覧

ごみとし尿・浄化槽汚泥の業務に使用する車両は用紙を分けて記載すること。

申請者名　㈱□□産業

一般廃棄物の種類（　ごみ　）

| 番号 | 自動車登録番号 | 形状及び型式 | 積載量 | 保有区分 | 運搬する廃棄物 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 「別紙車両台帳のとおり」 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

市が作成した車両台帳を申請時に添付すること。

また、現行の内容から変更する場合は、許可更新とは別に、変更した日から 10 日以内に『変更の届出』も行わなければなりません。

注　本市内において使用する車両のみを記載すること。

## 一般廃棄物収集運搬業者登録車両

| 番号 | ○○○ | 業者名 | ㈱□□産業 | 指令番号 | | ○○○○ | 代表者 | ○○　○○ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本社 | さいたま市浦和区××6－4－4 | | | | | | TEL | 048-829-1335 |
| 支店 | さいたま市岩槻区△△1－2－3 | | | | | | TEL | ○○○－○○○－○○○○ |

| | 登録番号 | 形式 | 車両重量 | 積載重量 | 重複 | 搬入先 | | | | | | | | 保有区分 | 車体表示 | 県PM規制 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 清掃/衛生センター | 車環リサイクル施設(びん・かん) | エコペーパーリサイクルセンター | 廃家電指定引取場所 | ペットボトルリサイクル施設 | 適困リサイクル施設 | 食品廃棄物リサイクル施設 | 木くず・チップリサイクル施設 | | | | |
| 1 | 大宮○○○あ○○○○ | 塵芥車 | 5,000 | 3,000 | | 大崎 | ○ | ○ | | | | | | 所有者 | 専用車 | OK | |
| 2 | 大宮▲▲▲あ▲▲▲▲ | 塵芥車 | 5,000 | 3,000 | | 大崎 | ○ | ○ | | | | | | 所有者 | 許可車 | 装着済 | |
| 3 | 大宮□□□あ□□□□ | 塵芥車 | 5,000 | 3,000 | | 大崎 | ○ | ○ | | | | | | 所有者 | 許可車 | 装着済 | |
| 4 | 大宮×××あ×××× | 塵芥車 | 5,000 | 3,000 | | 大崎 | ○ | ○ | | | | | | 所有者 | 許可車 | OK | |
| 5 | 大宮◆◆◆あ◆◆◆◆ | コンテナ | 2,000 | 1,200 | 産廃 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | 使用者 | 許可車 | OK | 産廃重複 |
| 6 | 大宮☆☆☆あ☆☆☆☆ | キャブ | 2,000 | 750 | 産廃 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 所有者 | 許可車 | 対象外 | 産廃重複 |
| 7 | 大宮●●●あ●●●● | キャブ | 2,000 | 750 | 産廃 | 大崎 | ○ | ○ | | | | | ○ | 使用者 | 許可車 | OK | 産廃重複 |
| 8 | 大宮△△△あ△△△△ | コンテナ | 2,000 | 1,200 | 一廃・産廃 | | | | ○ | | | | | 所有者 | 無し | 対象外 | ○○市、産廃重複 |
| 9 | 大宮■■■あ■■■■ | ダンプ | 3,000 | 2,000 | 一廃・産廃 | | | | | ○ | ○ | | | 所有者 | 無し | OK | |

**搬入先を確認し、市施設以外の搬入先に不備があれば朱書きにて加筆すること。**

| | 台数 | 積載量 |
|---|---|---|
| 収集車両 | 9 | 17,900 |
| 市施設搬入車両 | 5 | 12,750 |
| 産廃重複車両 | 5 | |
| 一廃重複車両 | 2 | |
| 合計 | 5 | |

県PM規制…

| | |
|---|---|
| | :平成15年10月1日施行の排出基準を満たさない型式 |
| | :平成18年4月1日施行の排出基準を満たさない型式 |

なお、それぞれの日付けは、規制開始日を示す

| | |
|---|---|
| OK | :県条例の排出基準を満たしている型式 |
| 装着済 | :PM減少装置の装着が確認済の車両 |
| 証明書 | :八都県市確認証明書の交付を受けている車両で、(　)内は有効期限を示す |
| 対象外 | :ガソリン、LPGを燃料としている等、県PM規制の対象外である車両 |

# 一般廃棄物収集運搬車両の写真

No. ごみ　1

1　自動車登録番号　　大宮〇〇〇あ〇〇〇〇

ごみ１、ごみ２…　し尿１、し尿２…のように区分ごとに通し番号を記載すること。
ごみの更新許可申請の場合は、別に配布した許可車両台帳の番号を記載すること。

2　収集運搬車両の写真（斜め前）

・　車体全体が写っているものであること。
・　ナンバー、車体表示及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
・　申請日以前３ヶ月以内に撮影したものであること。
・　写真のサイズは、概ねたて８ｃｍ、よこ１２ｃｍ以上とすること。

※車両表示が不明瞭な場合は、横から写した写真を追加すること。

3　収集運搬車両の写真（斜め後ろ）

・　車体全体が写っているものであること。
・　ナンバー、車体表示及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
・　車両側面の４辺すべてが写っているものであること。
（例：左斜め前から撮影した場合は、右斜め後ろの写真を貼付すること。）
・　申請日以前３ヶ月以内に撮影したものであること。
・　写真のサイズは、概ねたて８ｃｍ、よこ１２ｃｍ以上とすること。

※車両表示が不明瞭な場合は、横から写した写真を追加すること。

様式第７号

# 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書

申請者名　　㈱□□産業

１　自動車登録番号　　大宮○○○あ○○○○

じんかい車以外で可燃物等（食品廃棄物、一時多量ごみ含む）・紙ごみ・木くずを運搬する車両ごとに作成すること。

２　運搬する一般廃棄物の具体的な種類

- 一時多量ごみ（家庭から排出されるもえるごみ・もえないごみ）を市清掃センターへ搬入。
- びん・かんを市指定施設へ搬入。（令和７年３月３１日まで）
- 紙ごみを市指定施設へ搬入。
- 木くずを市許可施設へ搬入。
- 厨芥類は運搬しません。

運搬する一般廃棄物の種類及びその性状（専ら物は令和７年１月１８日から３月３１日までの間に（仮称）サーマルエネルギーセンターリサイクル施設に搬入する場合を除き記載不要）等を具体的に記載すること。なお、厨芥類の運搬に使用するかどうかを必ず記載すること。

３　じんかい車以外の車両を使用せざるを得ない理由

- 一時多量ごみとして排出されるもえないごみの収集運搬には、平ボディ車を使用しなければならないため。
- 紙ごみや木くずをリサイクルするため厨芥類と別車両で収集する必要があり、紙ごみや木くず専用のじんかい車を増車するのは、経済的に困難のため。

具体的な理由を必ず記載すること。

４　一般廃棄物（汚水を含む。）が飛散し、流出し及び悪臭が漏れないようにするための具体的な積載方法

例　コンテナを使用して運搬します。なお、コンテナは有蓋構造となっており、かつ、開口部にはゴムパッキンが使用されているため、汚水漏れは生じません。
　飛散する可能性のある廃棄物は、ビニール袋に入れて強化プラスチック製の密封形容器に入れて運搬することとしております。また、容器が倒れないようにロープ及びゴムバンドで固定し、荷台にシートをかけて運搬します。

対策を具体的に記載すること。
厨芥類を含む廃棄物は、ビニール袋を使用する場合であっても、密封形容器を使用せずに運搬することは認めません。

※１　積載状況が確認できる状態の車両の写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
※２　密封形容器等を運搬容器として用いる場合は、その容器（使用する容器すべて）の写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
※３　脱着式コンテナ車を使用する場合は、そのコンテナ（使用するコンテナすべて）の写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
※４　３ヶ月以内に撮影したものを添付すること。

様式第 18 号

誓約日は、記入しないこと。

# 誓　約　書

年　　月　　日

（あて先）さいたま市長

住　所　**さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号**
氏　名　**㈱□□産業　代表取締役○○○○**
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、産業廃棄物及び他市町村から排出された一般廃棄物をさいたま市の廃棄物処理施設に搬入しないことを誓約します。

（重複使用の理由）

**一時多量ごみ（家庭系ごみ）の中の不燃ごみは市清掃センターからの指示により、キャブ車で運搬しますが、一時多量ごみの契約件数が少ないために、経済的な理由により、さいたま市専用車両とすることができません。そのため、次のとおり、他許可業務との重複使用をお願いいたします。**

**○重複車両及び重複許可業務**

**大宮１００あ１２３４（△△市・□□市一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬）**
**大宮１００え５６７８（産業廃棄物収集運搬）**

重複車両及び重複許可業務を記入すること。ただし、市清掃センターに搬入するじんかい車は、重複使用することができません。

様式第 19 号

# 一般廃棄物収集運搬車両運行計画書

申請者名　㈱□□産業

番号　12　　自動車登録番号（※１）大宮100あ1234　　最大積載量　700　ｋｇ

※番号は「一般廃棄物収集運搬車両一覧」の番号を記入すること。

| 使用曜日（※２） | 運行計画 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 使用する市町村 | 用途（※３） | 搬入場所 | 搬入予定時間 | 搬入予定量（ｋｇ）（※４） |
| 月 | △△市 | 一般廃棄物 | △△市清掃センター | 16 時 | 600kg |
| 木 | △△市 | 一般廃棄物 | 古紙問屋 | 12 時 | 500kg |
| 金 | 埼玉県内 | 産業廃棄物 | 廃プラ処理施設 | 16 時 | 400kg |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

誓約書で記載した他市町村全てについて、運行計画又は特記事項で記載すること。

（特記事項）　（※５）

□□市一般廃棄物収集運搬については、特定家庭用機器一般廃棄物の臨時収集のみ使用します。
さいたま市一般廃棄物収集運搬については、一時多量ごみ及び特定家庭用機器一般廃棄物限定の使用のため、定期収集はありません。

※１　この書類は、他市町村の一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業に使用する車両１台ごとに作成するほか、増車登録する車両についても作成すること。
※２　使用する曜日ごとに記載すること。同じ曜日に複数の市町村で使用する場合には、下の行に続けて記載すること。
※３　用途は、廃棄物を収集運搬する場合には廃棄物の種類、ほかの用途に使用する場合にはその用途を記載すること。同じ市町村で複数の用途に使用する場合には、その用途及び搬入場所ごとに下の行に続けて記載すること。
※４　搬入予定量は、合計を記載すること。
※５　臨時使用する場合等で、曜日ごとに記載し難い事項については、特記事項欄に記載すること。

様式第８号

積替え保管場所が複数の事業場にある場合は、事業場ごとに作成すること。

# 一般廃棄物積替え保管場所の土地一覧

申請者名　㈱□□産業

| 登記上の所在地 | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 所有者 |
|---|---|---|---|---|
| ○○区○○町 | ○○番１ | 雑種地 | １，０００ | さいたま太郎 |
| ○○区○○町 | ○○番２の一部 | 雑種地 | ３，０００ | さいたま太郎 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | |

# 一般廃棄物積替え保管場所の案内図及び配置図

申請者名　㈱□□産業

1　所在地　○○市○○町○丁目○○番地　外○筆

代表地番を記載するとともに、合計筆数が確認できるように、「外○筆」と記載すること。
また、積替え保管場所が市内事業場又は車両保管場所と同じ場所であっても、それぞれ作成すること。

2　案内図

積替え保管場所が複数の事業場にある場合は、事業場ごとに作成すること。

・　住宅地図等を切り取って貼ってもよい。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

3　配置図

『別紙配置図のとおり』

市が作成した配置図を申請時に添付すること。

※　積替え保管場所の写真を次により、Ａ４用紙に貼付して提出すること。
◎　積替え保管を行う一般廃棄物の種類ごとに保管施設を撮影したもの
◎　建物内で保管している場合には、当該建物の外側と内側の全景を撮影したもの
◎　３ヵ月以内に撮影したものを添付すること。

様式第９号

# 一般廃棄物積替え保管施設の概要

１つの事業地内で、複数の一般廃棄物を積替え保管している場合は、その種類ごとに作成すること。

㈱□□産業

保管施設（取り扱う一般廃棄物の種類ごとに提出すること。）

| | | |
|---|---|---|
| 施設名称 | ○○○事業所 | 積替え保管場所が複数の事業場にある場合は、事業場ごとに作成すること。 |
| 所在地 | さいたま市○○区○○町○○番地　外○筆　（屋内・屋外） | |
| 一般廃棄物の種類 | 特定家庭用機器一般廃棄物 | |
| 保管能力 | ・保管敷地面積　：　○○○　㎡<br>・塀等の高さ　：　○○○　m<br>・最大保管能力　：　○○○　トン | 代表地番を記載するとともに、合計筆数が確認できるように、「外○筆」と記載すること。 |
| 都市計画 | ※該当する数字に○を付けてください。<br>１．市街化区域（用途地域　工業専用地域　）<br>２．市街化調整区域<br>３．未線引き区域<br>４．計画区域外 | １　保管敷地面積の欄には、積替え保管を行う一般廃棄物の保管スペースの面積を記載すること。<br>２　塀等の高さの欄には、保管スペースをブロック等で仕切っている場合は、最低と最高の高さを記載すること。屋内保管の場合は、「屋内保管」と記載すること。また、容器による保管を行っている場合は、「容器保管」と記載すること。<br>３　最大保管能力の欄には、屋外で容器を用いずに保管している場合のみ記載すること。なお、単位は、トンではなく㎥で記載してもよい。 |
| 保管状況　囲い・表示 | | 項目ごとに、具体的な保管施設の環境保全対策等を記載すること。 |
| 保管状況　飛散防止策 | | |
| 保管状況　流出防止策 | | |
| 保管状況　浸透防止策 | | |
| 保管状況　悪臭防止策 | | |
| 保管状況　害虫防止策 | | |

保管状況の欄については、次のとおり記載すること。
１　特定家庭用機器一般廃棄物の保管については、囲い・表示欄に具体的状況を記載し、その他の項目については、「飛散のおそれはありません。」、「流出のおそれはありません。」…と記載すればよい。
２　特定家庭用機器一般廃棄物以外の保管については、囲い・表示欄に具体的状況を記載するほか、すべての項目について、環境保全対策（防止対策）を具体的に記載すること。なお、流出及び浸透防止策の項目には、汚水及び排水の処理方法について具体的に記載すること。

様式第11号

# 一般廃棄物の運搬先一覧

し尿及び浄化槽汚泥については、提出不要。

申請者名　㈱□□産業

| 一般廃棄物の種類 | | 運搬先業者名 | 運搬先の所在地 |
|---|---|---|---|
| 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物 | 古紙 | ㈲○○紙業 | 取り扱わないものがある場合も未記入とせず、取り扱わない旨、運搬先業者名の記入欄に記載すること。 |
| | 古繊維 | ①　㈱○○商事<br>②　㈲○○繊維 | 複数の搬入先がある場合は、すべて記載すること。<br>①　○○市○○町○丁目○○番地<br>②　○○市○○町○丁目○○番地 |
| | かん | ①（仮称）サーマルエネルギーセンター（令和7年3月31日まで）<br>②㈱○○金属（令和7年4月1日以降） | ①さいたま市見沼区大字膝子626番地1<br>②○○市○○町○丁目○○番地 |
| | びん | ①（仮称）サーマルエネルギーセンター（令和7年3月31日まで）<br>②㈲○○ガラス（令和7年4月1日以降） | ①さいたま市見沼区大字膝子626番地1<br>②○○市○○町○丁目○○番地 |
| ペットボトル | | ㈱○○リサイクル | さいたま市○○区○○町○丁目○○番地 |
| 紙ごみ | | エコペーパーリサイクルセンター見沼 | さいたま市見沼区深作３－４１－１０ |
| 特定家庭用機器一般廃棄物 | | 森田運送㈱首都圏営業所<br>日本通運㈱岩槻指定引取場所 | さいたま市桜区上大久保１０１２番地<br>さいたま市岩槻区上野５丁目２番地１９号 |
| 食品廃棄物 | | | |
| その他（　　） | | | |
| その他（　　） | | | |
| その他（　　） | | | |

1　ペットボトルについて

産業廃棄物として取り扱う場合は、運搬先業者名の記入欄に「産廃処理」と記載すること。

なお、本市において、ペットボトルは、市内で有償売却可能な資源引受業者へ搬入する場合に限り、一般廃棄物として取り扱うことができる。一般廃棄物として取り扱う場合は、運搬先の直近（２年以内のもの）の搬入伝票の写し（実績が無い場合は、新たな受入承諾書・売買契約書の写し）を１枚添付すること。

※いずれも、単価等、有償売却が確認できる記載があること。

2　紙ごみについて

紙ごみは、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である新聞紙、ダンボール等の古紙とは異なり通常の一般廃棄物となるため、運搬先は本市の指定施設（エコペーパーリサイクルセンター）以外には認めていない。

3　食品廃棄物について

食品廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。）の再生利用を図るため、分別収集し市外の堆肥化、飼料化施設等に運搬する場合に、その運搬先を記載すること。

4　特定家庭用機器一般廃棄物について

特定家庭用機器一般廃棄物の運搬先は、家電リサイクル法に基づき指定された引取場所に限定しているので、運搬先はさいたま市内の引取場所を記載すること。

様式第 12 号

ごみとし尿・浄化槽汚泥の許可とは、用紙を分けて記載すること。

# 他市町村等一般廃棄物処理業許可一覧

申請者名　㈱□□産業

一般廃棄物の種類（　ごみ　）

| 番号 | 市町村等名 | 業の区分 | 一般廃棄物の種類 | 許可期限 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○○県○○市 | 収集運搬 | ごみ | ○年○月○日 | |
| 2 | ○○県○○町 | 収集運搬 | ごみ（特定家庭用機器一般廃棄物荷おろし限定） | ○年○月○日 | 更新申請中 |
| 3 | ○○一部事務組合（○○市、○○町） | 収集運搬 | ごみ | － | 新規申請中 |
| 4 | ○○県○○市 | 中間処分（破砕） | 木くず | ○年○月○日 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | |

様式第 13 号

# 他市町村等一般廃棄物収集運搬業許可車両一覧

申請者名　㈱□□産業

一般廃棄物の種類（　ごみ　）

| 番号 | 自動車登録番号 | 車体の形状 | 登録市町村等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 春日部○○○あ○○○○ | キャブ（特定家庭用機器一般廃棄物運搬用） | 春日部市、幸手市 |
| 2 | 所沢○○○あ○○○○ | 塵芥車 | 所沢市、新座市 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

ごみとし尿・浄化槽汚泥の業務に使用する車両は用紙を分けて記載すること。

さいたま市以外で許可を受けて運搬する車両についてすべて記載すること。（特定家庭用機器一般廃棄物収集運搬車両を含む。）

車検証に記載されている車体の形状を記入すること。
じんかい車以外の場合は、使用用途（特定家庭用機器一般廃棄物収集運搬車両等）も記載すること。

様式第 14 号

# 産業廃棄物処理業許可一覧

申請者名　㈱□□産業

| 番号 | 都道府県市名 | 業の区分 | 産業廃棄物の区分 | 許可期限 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○○県 | 収集運搬 | 産業廃棄物 | ○年○月○日 | |
| 2 | ○○県 | 収集運搬 | 特別管理産業廃棄物 | ○年○月○日 | 更新申請中 |
| 3 | ○○市 | 収集運搬 | 産業廃棄物 | － | 新規申請中 |
| 4 | ○○市 | 中間処分 | 産業廃棄物 | ○年○月○日 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

取得している収集運搬業及び処分業の許可又は新たに申請中のものについてすべて記載すること。

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物のいずれかを記載すること。

収集運搬又は処分のいずれかを記載すること。
処分業の場合にあっては、中間処分及び最終処分の区分を区分欄に記載すること。

申請日現在において、更新申請中又は新規申請中であるものについては、備考欄にその旨記載すること。

様式第 15 号

# 産業廃棄物収集運搬業許可車両一覧

申請者名　㈱□□産業

| 番号 | 自動車登録番号 | 車体の形状 | 登録都道府県市 |
|---|---|---|---|
| 1 | 品川○○○あ○○○○ | キャブ | 東京都、埼玉県 |
| 2 | 品川○○○あ○○○○ | トラック | 東京都 |
| 3 | 練馬○○○あ○○○○ | キャブ | 東京都、埼玉県、さいたま市、川越市 |
| 4 | 所沢○○○あ○○○○ | 塵芥車 | 埼玉県、さいたま市 |
| 5 | 所沢○○○あ○○○○ | 塵芥車 | 川越市 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

車検証に記載されている車体の形状を記入すること。

許可を受けている都県市別にすべての登録車両を記載すること。

様式第 16 号

ごみとし尿・浄化槽汚泥の業務とは、用紙を分けて記載すること。

# 他市町村等一般廃棄物処理業務受託状況一覧

申請者名　㈱□□産業

一般廃棄物の種類（　ごみ　）

| 番号 | 市町村等名 | 受託業務 | 受託期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○○県○○市 | 収集運搬（家庭ごみ） | ○年○月○日 | |
| 2 | ○○県○○町 | 収集運搬（家庭ごみ） | ○年○月○日 | |
| 3 | ○○県○○市 | 中間処分（資源物の選別処分） | ○年○月○日 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

他市町村（特別区、一部事務組合を含む。）から受託している収集運搬及び処分業務についてすべて記載すること。

受託している一般廃棄物処理業務の内容を具体的に記載すること。

様式第 17 号

# 他市町村等受託業務使用車両一覧

ごみとし尿・浄化槽汚泥の業務に使用する車両は用紙を分けて記載すること。

申請者名　㈱□□産業

一般廃棄物の種類（　ご　み　）

| 番号 | 自動車登録番号 | 車体の形状 | 登録市町村等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 品川○○あ○○○ | 塵芥車 | 東京都 |
| 2 | 品川○○あ○○○ | 塵芥車 | 東京都 |
| 3 | 練馬○○あ○○○ | 塵芥車 | 東京都 |
| 4 | 所沢○○あ○○○ | 塵芥車 | 埼玉県 |
| 5 | 所沢○○あ○○○ | 塵芥車 | 川越市 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

受託業務に使用するすべての登録車両を記載すること。

車検証に記載されている車体の形状を記入すること。